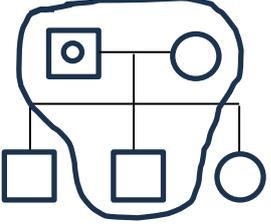


## 検討事例

氏名	K・A	男性	90歳	要介護2	
<p>・妻・次男との3人暮らし                      ・妻(84歳)は悪性リンパ腫の診断あり、化学療法による治療中で入退院を繰り返している。                      ・次男は、飲食業に従事し朝早く出て22時過ぎに帰宅するなど自宅にいない時間帯が多い。                      ⇒以前、近隣の方から息子は仕事を転々とし長続きしないと情報提供あり。                      ・長男、次女が帰省されることは、ほとんどない。親戚などの協力者も不在。</p>					 <p style="text-align: center;">九州内                      中部地</p>
<p>《経過》</p> <p>R5.8月 妻が悪性リンパ腫の診断を受け〇〇病院へ入院。</p> <p>R5.9.20 〇〇病院⇒役場保健師、包括へ情報提供。K・A氏と次男を呼んで妻の治療方針等の説明を行った。その際、次男やK・A氏の反応やK・A氏に尿臭があることなどから妻の退院後の生活や体調面の管理に不安を覚え、退院後に状態確認等をしてもらいたいと依頼あり。</p> <p>R5.10.16 訪問看護ステーションの看護師、役場保健師と共に自宅訪問。K・A氏と次男に面会。妻が10月18日に退院されることになったため、それ以後の対応について協議。次男は、サービスをあまり利用したくないとの意向があったが、妻の退院後の体調や介護力に不安があるため、訪問看護週2回(医療保険)利用についてその必要性を説明し何とか同意を得る。</p> <p>R5.10.17 役場及び包括職員の対応にてベッド搬入。                      ⇒収入が少なくベッド等の購入や布団購入ができていないためベッドは社協の無料貸与の物を使用。布団は役場有志の皆さんから提供。ポータブルトイレ・シャワーチェアは在宅医療サポートセンターから借用。</p> <p>R5.10.25 役場から妻の介護保険認定調査を行った際に、手の甲が腫れていた。受診をするように次男へ伝えたが対応してもらえないような印象があったため、役場保健師が△△医院へ電話し話をつけて午後から次男が付き添われて受診されることとなった。その際、K・A氏の体力も低下してきているような状態で、ポータブルトイレを妻ではなくK・A氏が利用されているような状況。入浴もできていないようなので、介護サービス利用を検討できないかと連絡あり。                      ⇒10.26訪問。K・A氏も介護保険認定申請を行うこととなる。10.31介護保険認定申請。                      ⇒次男と連絡を取りながら、居宅介護支援事業所の担当者及び通所サービス利用先を検討。</p> <p>R5.11.20 訪問看護ステーションからK・A氏のADLが低下しており、介護サービスの調整について依頼あり。                      ⇒自宅訪問(居宅介護支援事業所担当者・包括)                      ・次男は在宅であった。(介護サービス調整や契約のため、休みや時間がある際は連絡するようにお願いしていたが、次男からの連絡はなかった)                      ・K・A氏は、床面に寝た状態で動こうとすると痛み(大腿部から足首にかけて)がある状態。本人に起き上がりができるか尋ねると「できる」と言われるが実際起き上がっていただこうとすると痛みがあり難しい様子。次男へ介護サービス利用の前に医療機関の受診が必要である旨を伝えて、当日の午後病院に連れて行っていただくように提案するが、「22日に借りるレンタカーを予約しに行かないといけないため、できない」とのこと。説得を試みるも同意得られない。</p> <p>・次回の休みは22日水曜日とのことで22日に病院受診されるよう提案するが、「免許更新で熊本市内に行かないといけないので付添ができない」との返答。このまま本人が動くことができない状態が続けば、健康状態悪化する一方であるので早期に受診するように次男へ繰り返し伝えても、「動いてトイレに行くことができている。痛み止めを飲んでいないからこうなったのだろう。」との発言あり、あまり深刻に受け止めておられず病院受診の必要性についてすんなりと理解いただくことはできなかったが、22日に次男が用事で出かける前に病院受診をしていただく約束をしていただいた。                      ⇒役場保健師にも状況伝え、病院受診の際の送り出しの際に協力いただくこととなる。</p> <p>R5.11.22 病院送り出しのため自宅訪問(役場保健師・包括)                      K・A氏起立動作困難。更衣の際に足を動かそうとするも痛みの訴え強く、骨折等の可能性もあることから、次男の車で受診することを諦め、役場保健師と協議し次男同意のもと救急搬送依頼。                      ⇒脱水、褥瘡(左右転子部、左右膝、左腸骨部)にて××病院へ入院</p>					